

「職長・安全衛生責任者能力向上教育」ご案内

平素は、当支部の事業運営につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

建設業界においては、技術革新の急速な進歩や労働力不足、労働者の高齢化など、様々な環境変化がおきており、これに伴う労働災害の増加が懸念されています。また、職長等は、建設現場などで直接労働者を指揮・監督・指導する立場にあるため、安全衛生向上に努め、労働災害を防止するという重要な役割を担っています。

こうした状況を踏まえ、このたび（平成29年2月20日付け）厚生労働省より、建設業に従事する職長及び安全衛生責任者に対し、概ね5年ごと（又は機械設備等に大幅な変更があった場合）に、「建設業に従事する職長等の能力向上教育に準じた教育」の実施を推進するよう、新たにカリキュラムその他を定めた通達文書により都道府県労働局及び関係団体等に通知されました。

このようなことから、従来から当協会で推進してきた「職長・安全衛生責任者教育」を修了した方を対象にした本教育を実施ことによって、職長等による災害防止活動のレベルアップを図ることを目的とします。

1. 開催日時・場所

日 時	会 場
令和6年9月4日（水） 9：00 ～ 16：00	滋賀県建設会館 大津市におの浜1丁目1-18

2. 受講対象者

- ・職長・安全責任者等の職務に従事することとなった後概ね5年経過した方、又は機械設備等に大幅な変更があった場合

3. 募集人数 80名

4. 受講料等

- 会員 9,559円(受講料8,160円 + テキスト代530円 + 消費税896円)
非会員 10,109円(受講料8,160円 + テキスト代1,030円 + 消費税919円)

5. 教育内容

平成29年2月20日基発0220第3号に基づく教育

6. 申込書類

申込書は建災防滋賀県支部のHPよりダウンロードできます。
URL：https://yumeken.or.jp/kensaibou/#seminar_list

7. 受講申込

(1) 講習初日の10日前までに所定の受講申込書に所要の事項を記入し、直近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真(上半身無帽)〔3.0cm×2.5cm〕1枚(スナップ写真、個人で撮影したデジタルカメラ写真等は不可)を貼付し、本人確認書類(免許証等現住所の確認できるもの)写しを添えてお申し込み下さい。

(2) 「職長・安全衛生責任者教育」修了証等(写し)を添付してください。

※職長教育のみの修了者は対象といたしておりません。

※平成18年3月31日以前に「職長教育」もしくは「職長・安全衛生責任者教育」を修了した方で、「安全衛生責任者教育」もしくは「職長のためのリスクアセスメント教育」が未修了の方は、この教育を受講しても「安全衛生責任者教育」及び「職長のためのリスクアセスメント教育」を修了したことにはなりませんので、別途ご受講願います。

(3) 申込書への記入は、必ずボールペンをご使用下さい。フリクションボールペン・鉛筆・シャープペンシル等で記入しないで下さい。記入に訂正がある場合は、訂正箇所に二重線を引き、空欄に正しく記入してください。

(4) 申込書の提出は、窓口までお持ちいただくか、郵送でお願いします。会員の方は、(一社)滋賀県建設業協会の各支部でも受付が可能です。

(5) 受講料は、講習初日の10日前(営業日)までに窓口でお支払いいただくか、下記口座までお振込みください。

口座	滋賀銀行本店(普通) 755278
名義	建設業労働災害防止協会滋賀県支部

(6) 申込受付は、講習初日の10日前(営業日)もしくは 定員 になり次第締め切ります。

(7) 一旦提出した受講申込書及び受講料等については、返還いたしませんので予めご了承下さい。

8. 申込書の提出及びお問合せ先

〒520-0801 大津におの浜 1-1-18

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

TEL 077-522-3232 FAX 077-522-7743

9. 修了証について

全日程、全科目を全て受講された方のみ、建災防滋賀県支部から「職長・安全衛生責任者能力向上教育」修了証を、後日交付し送付いたします。

※遅刻等の取扱い及び注意事項について

(1) 原則、遅刻は認めません。遅刻した場合は講習開始から20分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。

(2) 講習開始後20分以上遅刻した場合は、受講を認めません。遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。

(3) 公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。

(4) 受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。その際は受講料を返金いたします。

〔参考〕

■CPDS・CPD 証明書

受講証明書の発行を希望される方は、必ず受講申込書にご記入下さい。(CPD ご希望の場合は、11桁のCPDNo.も、ご記入下さい)

※CPDについては講習日2週間までに申請がなければ、プログラム申請を行いませんのでご注意ください。